平成２８年（フ）第１０２８号
福岡市早良区百道１丁目12番５号
債務者　松田　美喜
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０４２号
福岡市東区香椎駅前２丁目２番３―803号
債務者　大山　澄枝
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０４３号
福岡県宗像市陵厳寺１丁目５番21―403号
債務者　早川　幸子（旧姓長田・小林）
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０９１号
福岡県糟屋郡志免町志免中央２丁目３番29号
サンライトレジデンスⅠ201号
債務者　坂本　幸恵
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１１５号
福岡市西区小戸４丁目29番37―703号
債務者　井上　茂久
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１２６号
福岡市西区富士見３丁目１番16―102号
債務者　松下　　雄
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１２９号
福岡県福津市花見が丘２丁目12番21号
債務者　福崎　千恵
1　決定年月日時　平成28年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１３７号
福岡市城南区樋井川１丁目14番37号
債務者　松尾　良子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１４７号
福岡市南区花畑２丁目53番５―103号
債務者　鳥巣　英孝
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１５１号
福岡県糟屋郡志免町志免中央３丁目１番10―308号
債務者　向　　知子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１８２号
福岡県糟屋郡志免町別府東１丁目８番26号
債務者　岩本　雪子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３７号
静岡県富士市岩淵428番地　望月方
債務者　後藤奈津江
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１１５号
三重県鈴鹿市白子町1935番地　ラウムズ白子1202号
債務者　鈴木真由美
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３９号
三重県鈴鹿市高塚町2036番地の１　介護老人保健施設パークヒルズ高塚、前住所三重県四日市市楠町北五味塚2316番地
債務者　岡山　博子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１４号
滋賀県東近江市五個荘五位田町596番地４　ポプラ五個荘201号室、前住所滋賀県近江八幡市孫平治町１丁目26番地
債務者　内田　亜紀（旧姓玉藤）
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１１６号
滋賀県東近江市沖野２丁目７番６号
債務者　森　美津子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第５６３号
京都市下京区高辻通大宮西入坊門町821番地８
債務者　槻瀬　重夫
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６０４号
京都市伏見区両替町４丁目291番地１、前住所京都市伏見区向島二ノ丸町151番地30　３－Ｂ棟115号
債務者　辻　　晴蔵
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係